

平成26年毎月勤労統計調査特別調査結果（埼玉県分）

I 結果の概要

1 賃金

(1) きまって支給する現金給与額

平成26年7月分の小規模事業所（常用労働者1～4人の事業所、以下同じ）の1人平均月間きまって支給する現金給与額は、対前年比2.7%増の196,367円となった。

男女別では、男が前年より4.7%増の275,461円、女は4.8%増の138,067円であった。

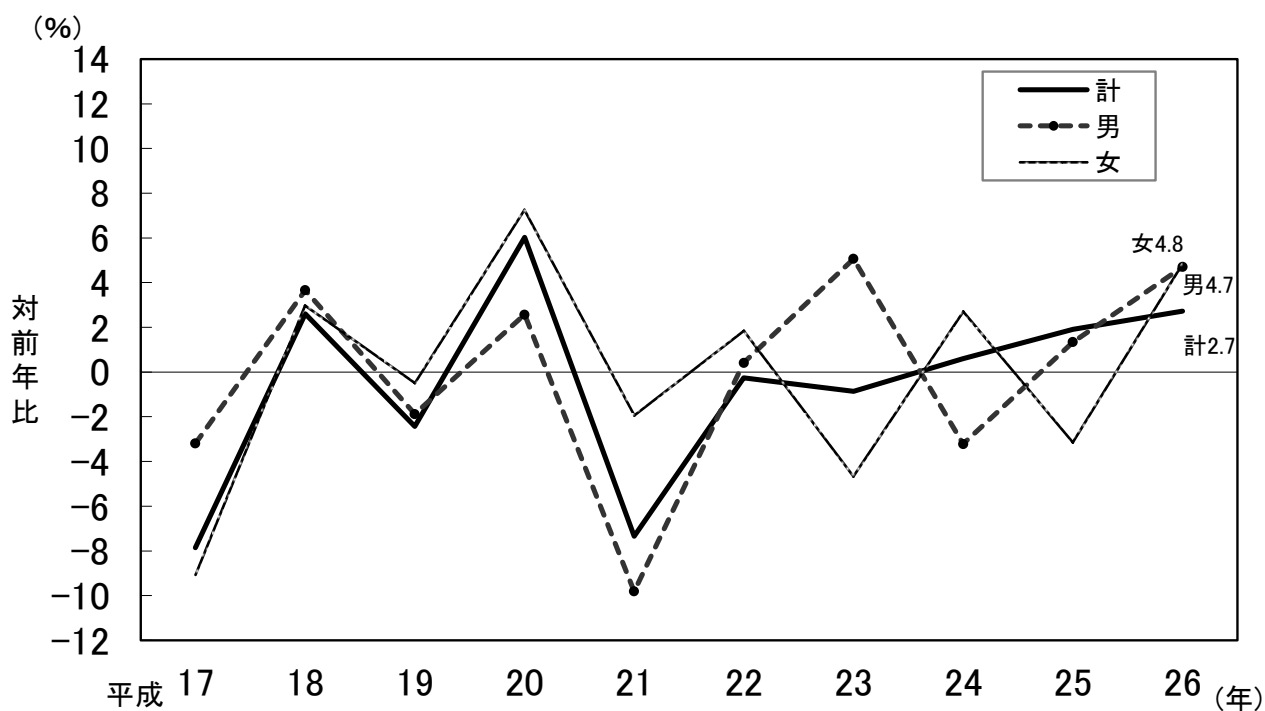
（第1図、第1表）

主な産業についてみると、建設業は275,012円、製造業は244,856円、卸売業、小売業は194,846円、不動産業、物品賃貸業は219,217円、学术研究、専門・技術サービス業は234,513円、宿泊業、飲食サービス業は116,628円、生活関連サービス業、娯楽業は170,323円、教育、学習支援業は82,319円、医療、福祉は167,189円、サービス業は188,453円となった。

また、きまって支給する現金給与額の事業所規模間の格差についてみると、小規模事業所の給与水準は、事業所規模5人以上を100とした場合は80.7、規模5～29人を100とした場合は90.9、規模30人以上を100とした場合は74.5であった。

（第1表）

第1図 きまって支給する現金給与額対前年比の推移



第1表 小規模事業所の給与水準比較

	きまって支給する現金給与額 (円)				小規模事業所の水準		
	1～4人	5人以上	5～29人	30人以上	5人以上=100	5～29人=100	30人以上=100
計	196,367	243,413	215,907	263,587	80.7	90.9	74.5
男	275,461	310,402	275,782	335,763	88.7	99.9	82.0
女	138,067	161,723	143,006	175,471	85.4	96.5	78.7

注) 規模5人以上、5～29人、30人以上の数値は、「毎月勤労統計調査地方調査」(平成26年7月分)による。

(2) 特別に支払われた現金給与額

平成25年8月1日から平成26年7月31日までの過去1年間に特別に支払われた現金給与額（勤続1年以上の常用労働者について集計）は、対前年比7.6%増の170,192円、きまって支給する現金給与額に対する割合は、0.87か月（対前年差0.04か月増）となった。

男女別では、男が前年より15.6%増の250,226円、女は0.1%増の108,439円であった。

2 出勤日数

平成26年7月の1人平均月間出勤日数は、19.8日（対前年差0.1日増）となった。

（第2図）

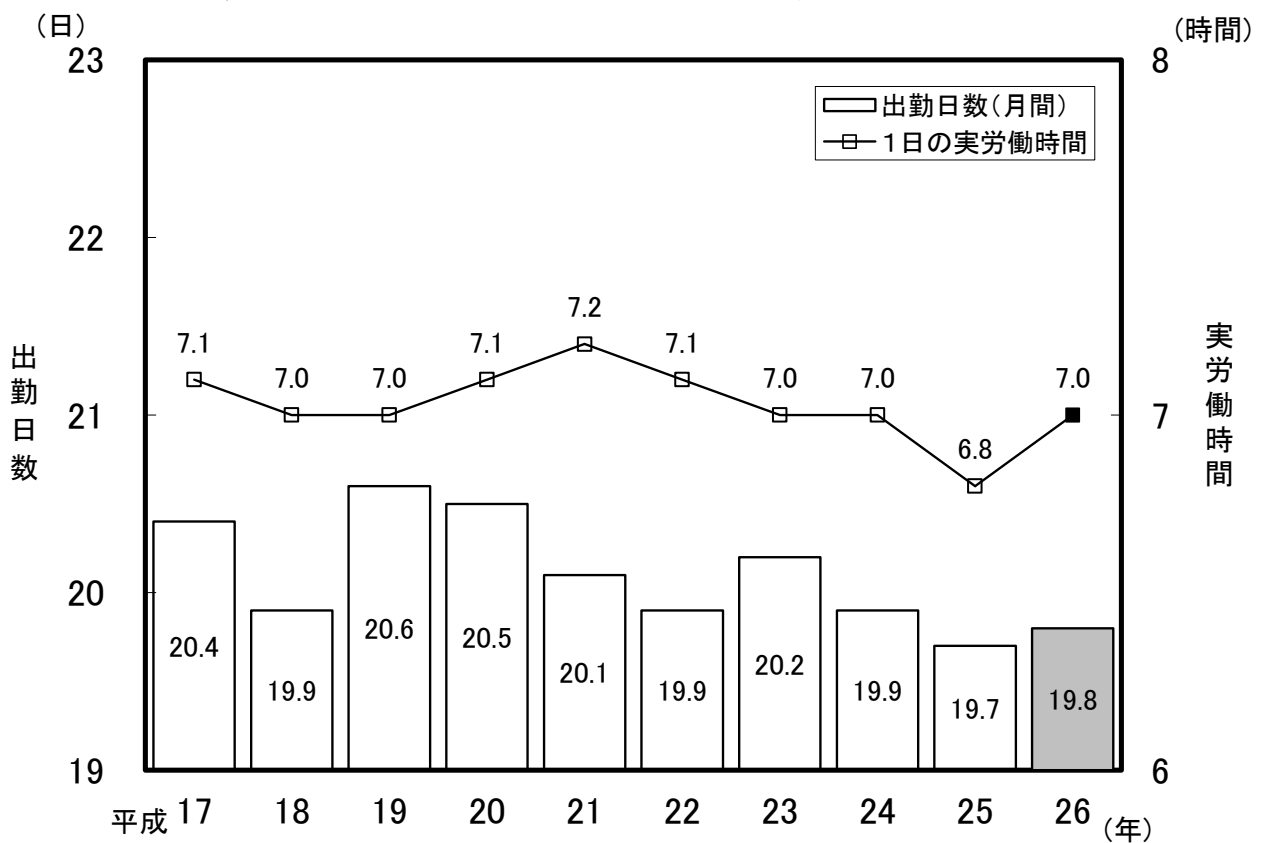
男女別では、男が21.3日（同0.2日減）、女は18.7日（同0.4日増）であった。

3 労働時間

平成26年7月の1人平均通常日1日の実労働時間は、7.0時間（対前年差0.2時間増）となった。（第2図）

男女別では、男が7.6時間（前年と同水準）、女は6.5時間（同0.3時間増）であった。

第2図 出勤日数及び通常日1日の実労働時間の推移



4 利用上の注意

この調査結果は、厚生労働省が集計及び公表しているものから、本県分を中心にまとめたものである。

また、産業分類については、平成21年調査から、平成19年11月改定時の日本標準産業分類に基づき表章している。